

総務文教常任委員会審査日程（オンライン）

開議日時：令和3年9月8日（水曜日）午前10時

場 所：議事堂大会議室（オンライン）

※議案質疑及び付託議案外質疑は、事前に文書で通告

1. 開議

2. 議案審査（総務部、政策推進部（文化芸術課を除く）、財政部等所管）

議案番号	件名	備考
議案第46号	取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について	
認定第7号	令和2年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について	

3. 付託議案外質疑（総務部、政策推進部（文化芸術課を除く）、財政部等所管）

4. 市長提出議案の討論・採決

5. 休憩（執行部入れ替え）

6. 請願審査

整理番号	件名	備考
請願第22号	取手市と龍ヶ崎市・利根町の図書館相互利用協定推進を求める請願	請願者発言
請願第25号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	

7. 請願の討論・採決

8. 付託議案外質疑（教育委員会、文化芸術課、消防本部所管）

9. 休憩（執行部退席）

10. 令和3年第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について（委員のみ）

11. 通学路危険箇所について（委員のみ）

12. 当委員会の任期中における主要な調査事項「防災・減災」の中間発表について（委員のみ）

13. その他（委員のみ）

14. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、通告のあった議案質疑・付託議案外質疑に係る原則 副参事職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

総務文教常任委員会
「付託議案」 質疑通告一覧表

令和3年第3回定例会

議案第46号 取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	小池悦子 委員	委員の任期改正について	1 2年任期の課題 2 3年とした経緯

認定第7号 令和2年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	小池悦子 委員	公平委員会事務について	1 事案件数 2 事案内容

総務文教常任委員会
「付託議案外」 質疑通告一覧表

令和3年第3回定例会

1. 総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	染谷和博 委員	茨城県知事選挙の取組について	1 若年層(18才、19才)の投票率アップ
		職員のコロナ対策について	1 分散勤務やオンラインによる在宅勤務の実施
2	結城繁 委員	茨城県知事選挙について	1 投票に対する啓発活動 2 投票所におけるコロナ対策 3 特例郵便投票
3	根岸裕美子 委員	茨城県知事選挙について	1 取手市の投票率は、前回より下がっている。投票率アップ活動はどのように実施したか 2 選挙ポスター設置場所の検討は
4	小池悦子 委員	投票率向上の取組について	1 ホームページの発信 2 街宣車や防災無線での啓発 3 選挙公報の全戸配布 4 期日前投票所の設置 5 身近な公民館や自治会館の活用

2. 教育委員会、文化芸術課、消防本部所管

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨
1	染谷和博 委員	いじめ防止対策について	1 いじめ防止アプリの生徒及び保護者への啓発
		土日学習支援事業について	1 中学生の対象を2年生からにならないのか
2	結城繁 委員	消防団活動について	1 分団員のコロナ対策 2 水害時における活動
3	根岸裕美子 委員	夏季休業明けの学校教育について	1 9/12まで自宅待機・オンライン学習を選択した理由は 2 分散登校の検討は 3 学習内容の連絡、保護者・児童生徒への対応 4 オンライン対応できない児童生徒数
		放課後子どもクラブ民間委託について	1 進捗状況 2 土曜通所の申し込み数 3 支援員の配置等
4	小池悦子 委員	小中学校の完全35人学級について	1 各学校の現状・状況 2 課題とその対策

【総務文教常任委員会】令和3年5月15日 市民との意見交換会（要望・意見）

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>オンラインは必須。 公民館のWi-Fi環境整備を進めてほしい。一部の団体は使用しているようだが、個人は使えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市内6公民館では、市民向けパソコン講座のため、公民館のパソコンを講座室の無線LAN回線に接続しています。このパソコンは、公民館定期利用団体でIT機器の指導者がいる団体に、お貸ししています。 しかし、講座室の無線LAN回線は、一般Wi-Fiサービスとして解放していません。この回線は、既存の行政システムのためのもので、公衆Wi-Fiを実施すると、既存システムに影響が出てしまうからです。 • 公衆Wi-Fiを接続するには別途光回線を敷設しなければならず、設置工事及びその後の運用に新たな費用がかかることなどから、費用対効果、財源負担及び各公民館の利用状況のバラツキなどにより、現在のところは、公民館のWi-Fi環境整備についての予定はありません。 • 今後、現在の状況に変化があれば、設置の可否も含めて検討していく方針です。
2	<p>取手市内の高校生が会社を立ち上げて本を出版。市としてももう少し応援してほしい。</p>	<p>取手市では創業支援事業においてビジネスプランコンテストや創業スクールを実施しており、ビジネスプランコンテストでは学生部門を設け、学生が自分のビジネスプランを発表し、市民の方にアピールしたり審査委員の方から事業のアドバイスがもらえるような場を提供しています。創業スクールも学生が参加して起業の基礎知識を学ぶことができるようになっており、起業を考えている学生の方を広く応援しています。</p>

教育委員会ヒアリング結果

【全般】

- 1 交通事故報告基準等を再検討し、傾向の把握と分析を対策に反映させること。
- 2 財政面や道路隣地の地権者問題等により道路改善に時間を要している場合は、保護者等と協議して通学路を変更するなど暫定的な対応策を施すこと。
- 3 ソフト面の対策では不十分で危険度が高い通学路の歩車道分離や道路拡幅等に多大な費用を要する改善については、更なる多方面からの財源確保に努め積極的改善を推進すること。 ※総務文教常任委員会から市教育委員会へ。(議会からは国へ意見書)
- 4 危険箇所が改善されないままになっている箇所はないか、また新たな危険箇所はあるかなど、今回の通学路危険箇所再点検を踏まえ、常に危険箇所を把握できる体制を確立すること。 ※随時受付、即対応、大掛かりなものは再度提出＝常時実施
- 5 庁内関係各課及び関係機関との連携強化
- 6 ソフト面の充実による交通安全意識の高揚
- 7 県からの抜け道等の再点検 ※新たな危険箇所の発見＝既に実施

【4 危険箇所：令和2年度通学路危険箇所から】

(No. 4)

- ・危険な通学路の改修に時間を要する場合は、通学路の変更について検討すること。

(No. 10)

- ・通学路に交差点がある箇所については、車両に対する一時停止の路面標示や「止まれ」の交通標識設置について警察等関係機関と協議すること。

(No. 27)

- ・通学路における児童・生徒の身の安全を守るため、道路拡幅等の用地確保に迅速に対応すること。

(No. 31)

- ・道路冠水等により通学路の安全が確保されない場合は、通学路の一時変更や冠水していない場所に校門を増設するなど柔軟な対応を図ること。

令和 3 年 月 日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

総務文教常任委員会

委員長 小堤 修

総務文教常任委員会の提言書について（依頼）

総務文教常任委員会において、通学路危険箇所の現地調査等を実施し、別紙の提言書をまとめましたので、教育委員会に対し提言していただきますようお願いいたします。

通学路における児童及び生徒の安全確保に関する提言書

令和3年6月28日、千葉県八街市で下校途中の児童の列に飲酒運転によるトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故が発生しました。この道路は通学路でありながら、地域の抜け道として普段からスピード超過の車両が多い状況でした。平成28年11月にもその近辺でトラックが児童の列に突っ込み4人が重軽傷を負う事故が発生しています。将来のある子どもたちが、このような事故で亡くなったり傷ついたりすることは絶対にあってはなりません。

飲酒運転が許されることではないのはもちろんのこと、今後、飲酒運転根絶に向けて、私たち大人は全力を尽くさねばなりません。

総務文教常任委員会では、類似の事故が取手市で起こらないように、児童・生徒の身の安全確保を最優先として、令和3年7月16日に令和2年度通学路危険箇所に対応状況が「継続」となっているうちの4箇所について現地調査しました。当委員会は、その調査結果を踏まえ通学路のハード面及びソフト面について検討を重ねた結果、下記事項について提言します。

記

- 1 市内公立小中学校から教育委員会への事故報告については、学校との連携を密にし、報告漏れ等が生じないようにすること。
また、報告された事案について状況分析を行い、今後の事故防止対策に反映させること。
- 2 通学路危険箇所の改善に時間を要している場合は、保護者等と協議して通学路を変更するなど迅速に暫定措置を実施すること。
- 3 多大な費用を要する通学路危険箇所の改善については、更なる多方面からの財源確保に努めるなど、積極的改善を推進すること。
- 4 通学路の改善が滞っている事案については、庁内関係各課、関係機関及び地権者等に対し、今まで以上の連携を図り、再確認するなど迅速対応を推進すること。
- 5 交通安全教室の定期的実施や危険箇所ごとの個別的指導等により、児童・生徒及び保護者の交通安全意識の高揚に努め、ソフト面の充実を図ること。